

第5回インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティション問題

1. ネゴランド国は、人口約 700 万人、GDP 約 2,000 億米ドルの共和国である。国土面積は約 300,000 平方キロメートルであり、豊富な森林資源と石炭資源を有している。かつては、石炭、製紙・パルプ及び金属という伝統的な 3 大主要産業を中心としていたが、1980 年代以降、ハイテク産業を中心とする工業先進国に変化した。実質 GDP 成長率は過去 5 年間 3~6% の水準で堅調に推移している。通貨はネゴ・ドルである（1 ネゴ・ドルは 1 円相当と考えるものとする）。ネゴランド国は、優れた教育システムと充実した福祉で国際的に有名である。教育に関しては、6 歳から 16 歳までの義務教育は無料であり、また、高度な研究機関の整備にも力を入れている。国家はカリキュラムの大枠で目標を定めるだけで、授業の組み立て方や教科書の選定など教育内容の大部分を現場の裁量に任せている。この結果、各教育機関が競い合って創意工夫していることが教育の質の向上に繋がり、ひいてはハイテク産業を支える優秀な労働力を安定的に確保できる結果となっているというのが、学者の専らの評価である。また、終身雇用と年功序列が安定した雇用を生み出していると評価されている。福祉という点では、国家による所得保障と年金制度は先進国でも最高水準であり、医療も基本的に無料である。また、少子化対策として子供の養育費の一定割合を国家が負担するほか、国家が 7 歳以下の子供のデイケアシステムを整備している。高水準の育児休暇制度が法律で認められており、実際にも広く活用されている。ネゴランド国でも一時期少子化が問題となった時期があったが、上記のような制度が効を奏し、現在では少子化問題は解決している。社会保障が手厚い分、消費税が 30% と高水準となっているが、国民は高負担、高福祉政策を支持している。男女平等の考え方が徹底しており、幼い子供のデイケアシステムが整備されていることもあって、25 歳から 54 歳の女性の就業率は約 8 割である。女性管理職の割合は約 3 割であり、労働の現場での女性の活躍もネゴランド国経済の成長の一因であるとの見方もある。
2. ネゴランド国の隣国であるアーボトリア国は、人口約 5000 万人、GDP 約 6,000 億米ドルの議会制民主主義国家である。国土面積は約 150,000 平方キロメートルであり、平地が多い。主要な産業は自動車・鉄鋼・化学・機械などである。通貨はアープである（1 アープは 1 円相当と換算する）。アーボトリア国は 19 世紀後半から工業を中心に栄えてきた。アーボトリア国の企業は一般に高度な技術力で知られており、特に、自動車、化学、電機等の分野では世界を代表する企業を生んでいる。アーボトリア国の産業の高度な技術力を支えているといわれているのが、高度な義務教育である。アーボトリア国の義務教育は 6 歳から 18 歳までであるが、政府が他の先進国のどの国にも負けないような高度な教育をすべくイニシアティブをとって教育内容を決定している。特に、数学、科学については、日本の大学の教養課程で習うような内容を 18 歳までに学習し終えるようになっている。一部には詰め込み教育であるとか、現場での柔軟性がなく画一的な教育となっているなどの批判もあるが、多くの国民は高度な教育こそがアーボトリア国を支えていると考え、現在の体制を支持している。し

かし、近年のアービトリア国経済は大変な苦難を経験した。日本と同様、1990年には、それまで10年間にわたって続いた不動産と株式の価格の異常な高騰を背景としたバブル経済が崩壊し、それから10年間はアービトリア国経済は金融機関の不良債権問題、倒産や失業の急増に苦しんだ。経済成長率もマイナスが続いたが、2000年からは回復基調に転じており、過去5年間は1%~3%の水準の経済成長を確保している。現在、アービトリア国で大きな社会問題となっているのが社会保障制度である。アービトリア国では深刻な高齢化が進んでおり、人口に占める65歳以上の人の割合はこの20年ほど、毎年約0.5%ずつ増加し続けており、2006年には約20%となっている。このような深刻な高齢化のもとでは、従来の年金制度や医療保険制度を維持することが困難になったとして、一昨年、アービトリア国政府は当面の間、年金支給額の物価に応じた増額を行わず現在のまま固定することを発表し、また、医療保険制度との関係でも、65歳以上の高齢者による医療費の自己負担割合を1割から3割に増加させることを発表した。現在、政府等で高齢化社会対策や社会保障制度の改革が議論されているが、抜本的な解決案は示されていない。女性の社会進出は進みつつあるが、依然としてアービトリア国の企業の多くは男性中心である。アービトリア国では5年前に男女雇用機会均等法を施行したが（アービトリア国の男女雇用機会均等法の骨子は別添1のとおりである）、25歳から54歳の女性の平均的な就業率は4割程度であり、また、女性管理職の割合も1割程度と、国際的にみても低い水準にある。

3. 隣国であるネゴランド国とアービトリア国は、現在、経済面において非常に緊密な関係にある。両国は、ここ5年間、お互いに貿易相手国として輸出入とも第一位である。一昨年には両国間の投資をより活発なものとするべく新しい租税条約を締結し（ネゴランド国とアービトリア国の租税条約は現在のOECDのモデル租税条約と全く同内容である）、昨年からは自由貿易協定(Free Trade Agreement: FTA)の締結を目指した交渉が開始している。ネゴランド国とアービトリア国の貿易に関する状況は別添2のとおりである。しかし、両国の関係には不幸な時期もあった。それは、1941年から1942年にかけての両国間の戦争である。この時期、世界的な大恐慌を受けてネゴランド国、アービトリア国の両国は深刻な不況に陥った。こうした中で、アービトリア国では全体主義的、国家主義的思想が力を得ることとなり、ファシズム政党が政権をとる事態となった。この結果、アービトリア国は国際的に孤立し、アービトリア国に対する石油・石炭等の資源の禁輸措置が取られた。国内に石油・石炭等の資源を持たないアービトリア国は追い込まれ、石炭資源を獲得するため隣国ネゴランド国に侵攻した。最初の1年間はアービトリア国が攻勢であったが、1年が経過したころから多くの先進国（連合国と呼ばれていた）の支援を得たネゴランド国が反攻に転じ、結局、戦争開始から2年後、アービトリア国は無条件降伏をした。その後5年間、アービトリア国は連合国による占領化にあったが、1948年にネゴランド国を含む連合国各国との講和条約を締結した。その後、アービトリア国は民主国家として発展を遂げ、ネゴランド国との関係も良好なものとなって現在に至っている。

4. レッド社はネゴランド国の電子部品製造業者である。レッド社は、1950年に現在の取締

役会長のファン親であるミツルが創設した。ミツルは日本の大学に留学した後に日本企業に就職し、電子部品についての知識と技術を身に付けた。その後、ネゴランド国に帰国し、レッド社を創業した。当初は小さな電子部品商として創業し、その後、1960年後半からトランジスタやダイオードなど、1970年代初頭からICなどの半導体素子を扱うようになり業容を伸ばした。その後、レッド社は1980年代以降のネゴランド国の発展の流れにもものって順調に成長してきた。科学技術の進展に伴い、1990年代からは集積回路の開発を進め、業績を伸ばしてきた。そして、2000年代に入ってからには更なる発展を目指してディスプレイ分野に進出している。現在のレッド社は、携帯電話機やオーディオ関連機器に利用されるシステムLSIに代表される集積回路部門、トランジスタや発光ダイオードなどの半導体素子部門、液晶やLEDディスプレイなどのディスプレイ部門の3部門から成っている。いずれの部門においてもレッド社の製品は国際的にも高く評価され、堅調に推移している。現在の取締役会長のファンは1990年にミツルが引退したのに伴い、その地位についた。レッド社の社訓は「品質第一」であり、レッド社のすべての営業所や工場には、創業者の筆によるこの社訓が掲示されている。レッド社はISO14001に準拠して環境問題にも積極的に対応している。レッド社の概要は別添3のとおりである。

5. ブルー社はアービトリア国の電気機器製造業者である。ブルー社は、1935年に設立された。設立当初はラジオやテレビといったAV機器が中心であったが、その後、冷蔵庫、電子レンジ、エアコン等の家電製品にも進出した。家電の総合メーカーとして国内外で高い評価を得ており、業績も堅調である。20年ほど前からはパソコンなどの情報通信機器の製造にも力を入れてきた。また、CCDカメラなどに用いるイメージセンサや液晶用LSIといった電子部品の製造も手がけている。また、最近では、アービトリア国での携帯電話の普及に伴い携帯電話機に力を入れており、他社にはない独自の機能を備えた携帯電話機を発表する等してアービトリア国におけるシェア第一位の地位を揺るぎないものにしている。ブルー社の経営理念は「誠意と信頼」である。近年では環境問題に積極的に対応しており、環境に貢献する技術の開発にも力を入れている。最近では、消費電力を従来の3分の1に減らすとともに、殆どの部品をリサイクル可能とした環境に優しいエアコンを開発し、アービトリア国の2005年エコ商品コンテストで家電部門の大賞を受賞した。ブルー社の概要は別添4のとおりである。

6. ブルー社は15年前から携帯電話機の作成に本格的に進出した。アービトリア国の携帯電話業者は、イエロー・フォン社とパープル・モバイル社の2社である。イエロー・フォン社及びパープル・モバイル社の概要及びアービトリア国における契約者数の推移は別添5のとおりである。イエロー社とパープル社に携帯電話機を供給しているメーカーは3社である。ブルー社はそのうちの1社であり、ブルー社はイエロー社とパープル社の双方に供給している。他の2社はブラック電機とホワイト製作所であり、ブラック電機はイエロー社のみ、ホワイト製作所はパープル社のみ供給している。ブルー社、ブラック電機、ホワイト製作所のそれぞれの出荷台数は別添5のとおりである。ブルー社、ブラック電機、ホワイト製作

所のいずれも、現在、アービトリア国以外には携帯電話機の出荷は行っていない。なお、アービトリア国市場の特殊性から、外国の携帯電話事業者が新たに参入したり、外国の携帯電話機メーカーが新たに参入したりすることは難しい。

7. ブルー社は自社の携帯電話機に使用する LSI をレッド社から調達している。ブルー社でも液晶用 LSI などの電子部品を製造しているが、携帯電話機用 LSI は製造していない。ブルー社の携帯電話機は他社に比べて多機能であり、また、消費電力が少ないために、他社対比連続通話時間が 1.2 倍ほど長い点に特色がある。この特色が強みとなって、ブルー社製の携帯電話機はアービトリア国内の約 5 割を占める高いシェアを誇ることが可能となっているが、このような特色ある携帯電話機を製造できるのはレッド社の LSI によるところが大きい。レッド社は優れた回路設計力を有しており、少なくとも現時点では、アービトリア国内は勿論、世界中のどこをみてもレッド社以上にブルー社のニーズに応じた LSI を作ってくれるメーカーは見当たらない。ブルー社は携帯電話機の製造に乗り出した当初からレッド社に LSI の供給を受けている。ブルー社は携帯電話機の製造を開始するにあたり、アービトリア国の LSI メーカーをはじめ、外国の有力 LSI メーカーのうちの幾つかに LSI の供給について打診した。しかし、ブルー社が理想とする携帯電話機を製造するために必要と考えていた LSI は、各メーカーがこれまで開発してきたようなものとはかなり異なるものであった。当時、各メーカーは自社で最高と考えるスペックの LSI 開発に力を入れており、個々の顧客からの個別の注文に応じたカスタム・メイドの LSI にはあまり積極的ではなかったため、多くのメーカーはブルー社への LSI 供給に消極的であったが、レッド社だけがブルー社の無理とも思えるような注文に応じてブルー社の携帯電話機用の LSI の開発・製造に取り組んでくれた。これは、レッド社の社長であるファン・レッドと、ブルー社の社長であるデイル・ブルーの個人的な関係によるところが大きい。ファンが日本企業で働いていたとき、丁度、デイルも同じ日本企業で研修を受けており、二人は 2 年間、同じ寮に住んでいた仲であった。ファンは、「デイルの頼みならば出来る限りの協力はしよう」ということで、レッド社で最も優秀な技術者にブルー社用の LSI の回路設計を担当させてくれた。結局、レッド社はブルー社が期待したとおりの LSI を開発してくれた。以降、ブルー社は自社が製造する携帯電話機に組み込む全ての LSI をレッド社から購入している。レッド社はネゴランド国内の会社や他国の会社にも携帯電話機用の LSI を供給しているが、ブルー社以外のアービトリア国内の携帯電話機メーカーには携帯電話機用の LSI の供給を行っていない。
8. LSI の供給に関し、レッド社とブルー社の間では 5 年前に別添 6 の契約を締結しており、この契約の締結以降、レッド社とブルー社との間の LSI の供給に関しては本契約に従って行われてきた。それ以前は、個々の取引ごとに簡単な契約書を作成していたが、取引量が増加したことから、基本契約書を整備したものである。
9. ブルー社はイエロー社とパープル社に携帯電話機を提供しているが、現在イエロー社に供給している携帯電話機は YB-5 型であり、パープル社に供給している携帯電話機は PB-

3型である。それぞれ使用する LSI も異なり、YB-5型には YR-5型、PB-3型には PR-3型の LSI を使用する。YR 型の LSI を PB 型の携帯電話機に利用したり、PR 型の LSI を YB 型の携帯電話機に利用したりすることはできない。YR-5型も PR-3型もどちらも 1 個 10,000 アーブである。レッド社が LSI を製造するには注文書を受領してから 2 週間かかり、この期間を短縮することはできない。

10. 携帯電話機の世界における技術の発展は目まぐるしい。アービトリア国の各社も次々と新しい機能を持った新機種を発表している。ブルー社では、1 年前の 2005 年秋からイエロー社のための新型の携帯電話機の開発に取り組んできた。それは、同時通訳機能をもった携帯電話機であり、アービトリア国の公用語であるアーブ語から 6 カ国語への同時通訳、また 6 カ国語からアーブ語への同時通訳が可能な機能を備えるものである。例えば、携帯電話機の設定を英語との同時通訳モードにしてアーブ語で話をする、携帯電話機内で同時通訳がなされて英語の音声信号として相手方に伝わり、相手から受信した英語の音声信号が携帯電話機内で同時通訳され、コンピュータで合成されたアーブ語の音声で聞こえてくるというものである。イエロー社ではパープル社に奪われたシェアを取り戻すための商品としてこの新型機に期待していた。イエロー社が信頼できる複数の調査会社に依頼したところ、イエロー社がこの新型機を発売すれば、もともとパープル社の携帯電話機を買おうと思っていた人のうち 300 万人程度にこの新型機を購入してもらえるとのことである。また、この場合、イエロー社は 50 億アーブの利益を得られるとのことである。ただし、この予測は、パープル社が同様の機能を有する携帯電話機を半年間は発売しないという前提に基づくものである。なお、この予測が実現した場合、携帯電話機製造業者も 25 億アーブの利益が得られることは確実である。信頼できる筋の情報によれば、パープル社はかつて同様の機能を有する新型機を開発をホワイト製作所と共同で試みたことがあったが、技術的な問題を克服できず、断念したとのことであった。
11. イエロー社はこの新型機を X 型と名づけ、極秘でこの X 型開発を進めることとした。技術水準などを検討の結果、イエロー社はブルー社に開発を依頼することとし、ブルー社とイエロー社は 2005 年 9 月 1 日に別添 7 の開発契約を締結して X 型の開発を進めてきた。ブルー社にとっても成功すれば 25 億アーブの利益が得られる大型プロジェクトであるが、この X 型の開発にあたっては、新しい LSI を開発する必要があった。そこでブルー社はこのプロジェクトのための LSI 開発をレッド社に依頼することとし、ブルー社はレッド社との間で別途 2005 年 11 月 1 日に別添 8 の契約を締結した。なお、今回のプロジェクトに伴い、ブルー社はレッド社に専門の技術者 1 名を出向させ、レッド社における新しい LSI の開発チームのサブ・リーダーをさせている。リーダーはレッド社の技術者であり、リーダーとサブ・リーダーが協力してチームを指揮することとなっている。なお、この技術者の外向に際してレッド社とブルー社の間では別添 8 の契約とは別に外向に関する別添 9 の契約が締結されている。
12. 順調に進んでいたレッド社とブルー社との間のビジネスであったが、2006 年秋になって、

大きな二つのトラブルが生じた。第一は、パープル社向けの携帯電話機 PB-3 型に関するトラブルである。パープル社の PB-3 型は好評で従来イエロー社の携帯電話機を利用していた人でも PB-3 型を利用したくて乗り換える人もおり、パープル社の店頭でも入荷待ちという状態であった。こうした中で、パープル社は一気に攻勢をかけるべく、2006 年 10 月 1 日から 3 日間、首都アブアブの各地でパープル社モバイル・フェアを開催することとした。このフェアの狙いは、有名人などを使ってパープル社の携帯電話機をより広く知ってもらうとともに、入荷待ち状態であった新機種をこのフェアに間に合うように大增産し、ちょうど携帯電話機の買い替えを考えており、すぐに買えるならパープル社の携帯電話機を購入するが、すぐに買えないならパープル社の携帯電話機ではなくイエロー社の携帯電話機を購入するといった顧客層に確実にパープル社の携帯電話機を購入してもらうことにあった。6 月になってパープル社からはブルー社に対してこのフェアに間に合うように納品するよう PB-3 型 60,000 台の大量注文があった。ブルー社はレッド社に対して PR-3 型の LSI60,000 個を注文し、この LSI は 7 月に予定通り納品された。ブルー社は PB-3 型の増産を開始し、8 月 20 日には半分の 30,000 台の生産が完了した。フェアでの販売に間に合うためには 9 月 20 日までに納品しなくてはならなかった。通常のペースでは 1 日 1,000 個製造できたが、通常の 2 割増で機械を動かせば 1 日 1,200 個は製造できたことから、十分間に合うペースであった。ブルー社の機械は最大で 5 割増のペースでまで動かすことができる。

13. ところが、8 月 20 日の夜にブルー社の倉庫に雷が落ち、そこに保管してあった PR-3 型 LSI30,000 個が焼失してしまった。ブルー社では直ちに代替品を購入すべくレッド社に注文を行った。レッド社では注文を受けてから大至急で対応すれば 2 週間で納品できるはずである。パープル社は 9 月 25 日までであれば何とか対応可能とのことであるので、9 月 5 日に LSI30,000 個が納品されれば何とか 30,000 台をフェアに間に合わせる事ができる。ブルー社で本件について責任を負う立場にあったのは携帯電話事業部長であった。他方、レッド社側でブルー社とのやり取りについて責任を負う立場にあったのは営業部長であった。携帯電話に関連する重要なやりとりは常にこの両者の間で行われており、注文書や契約書類もこの両者が署名する権限を与えられていた（注文書の署名権限は次長にも与えられていた）。ブルー社の携帯電話事業部長は 8 月 21 日にレッド社の営業部長に電話をかけ、次のように事態を説明した。「ご存知のとおり、パープル社では 10 月 1 日から 3 日にかけてフェアを予定しており、それに間に合うように PB-3 型 6 万台を納品しなくてはならない。先月 PR-3 型 60,000 個を貴社から納品してもらい、既に半分の 30,000 台は製造を終えたが、昨晚、当社の倉庫に雷が落ち、残りの PR-3 型 30,000 個が全て焼失してしまった。大至急代替りの PR-3 型 30,000 個を送って欲しい」これに対してレッド社の営業部長は、「お気の毒なことだ。事態は了解した。至急製造に当たるよう担当者に指示をしておく。9 月 5 日は納品できるはずだ。私は今日の午後から一ヶ月の欧州出張に出かけなければならないが、次長に伝えておく。一応、いつものように注文書を営業部に FAX しておいて欲しい。」ブルー社の携帯電話事業部長は感謝して電話を置き、次長に至急注文書を作成してレッド社宛 FAX するように指示した。しかし、次長が署名してレッド社に FAX した注文書には、誤って YR-5 型 30,000

個と記載されていた。他方、レッド社の営業部長は次長に対し、「ブルー社から至急の FAX が来るから大至急対応するように。絶対に 9 月 5 日に間に合うように納品するよう工場に念を押しておけ」と指示し、自分がかねてから予定されていた一ヶ月の欧州出張に出かけた。この次長はブルー社からの FAX を受けると、ブルー社の次長に対して電話をし、「確かに至急の注文書を受領しました。30,000 個、9 月 5 日までに納品ですね。」と伝えた。後になって証言を求めた際、レッド社の次長は、この電話の際には、「YR-5 型 30,000 個、9 月 5 日までに納品ですね」と言ったと述べている。しかし、ブルー社の次長は、逆に「PR-3 型 30,000 個、9 月 5 日までですね」と言ったと証言している。レッド社の次長は、この電話の直後、大至急 YR-5 型 30,000 個の製造を開始するよう工場と打合せ、工場ではその日のうちに YR-5 型 30,000 個の製造に入った。次長は出張先の営業部長に対し、「ブルー社から注文書が届き、大至急 30,000 個の製造に入るよう指示をしました。9 月 5 日には間に合うそうです」と報告した。他方、ブルー社の次長もレッド社に注文書の FAX を終え、注文書の原本を注文書綴りにファイルするとともに、レッド社の次長と電話で授受を確認した旨を携帯電話事業部長に報告した。過去の取引においては、ブルー社から注文書を受領すると、レッド社は注文書を返信するのが通常であった。今回については緊急事態でバタバタしていたこと、また、直後に電話で次長同士が確認したことから、レッド社の次長は注文書の返信には気が回らず、また、ブルー社から注文書の督促がなされることもなかった。

- 1 4. レッド社の営業部長は欧州出張の途中、8 月末にロンドンで開催された見本市に参加したが、その場で偶然、出張でこの見本市の視察に来ていたブルー社の携帯電話事業部長に会った。その場でブルー社の携帯電話事業部長は、「先日は有難うございました。PR-3 型 30,000 個は大丈夫ですよ。」と言い、レッド社の営業部長は「次長から既に対応済みで 9 月 5 日も間に合うと報告を受けている」と言った。
- 1 5. 9 月 5 日、ブルー社に YR-5 型 30,000 個が納品された。このときになって初めて、ブルー社は注文書に誤って YR-5 型と記載されていたことに気付いた。ブルー社の携帯電話事業部長は慌ててレッド社の営業部長に電話をしたが、営業部長はまだ欧州出張中であった。代わりに次長に話をしたが、次長は「注文書を確認して欲しい。当社としては注文書のとおりの商品を送ったので何ともしようがない。」とのことであった。イエロー社用とパープル社用を間違えて注文がなされたのは今回が初めてではない。2004 年には、今回と同じようにレッド社の営業部長とブルー社の携帯電話事業部長との間で口頭でイエロー社用の注文に関するやり取りがなされた後、ブルー社からパープル社用の注文書が送られてきたところ、営業部長がこの注文書を見て口頭でのやり取りと違うのに気づき、ブルー社に正しい注文書を送りなおさせて事なきを得たことがあった。また、過去の取引すべてについて注文書を受領したうえで納品をしていたわけでもない。2003 年には 5,000 個、2004 年には 7,000 個、2005 年には 10,000 個の緊急を要する取引について、電話での注文を受けてレッド社に在庫のあった品物を至急で納品し、納品された後になって注文書を届けてもらったようなこともあった。

16. ブルー社が今回の事態に気付いた今この時点から改めて PR-3 型を注文しても最早フェアには間に合わないことは明らかであり、ブルー社の携帯電話事業部長はやむなくパープル社に対して事態を説明し、フェアには 30,000 個しか納品できない旨を説明した。パープル社の担当者は激怒し、既に完成している 30,000 個を納品すること、残りの 30,000 個についてはフェアでの顧客からの注文に速やかに対応できるように在庫を用意しておくこと、本件に関してパープル社が被る一切の損害を賠償すべきことを要求した。
17. こうしたパープル社とのやり取りを受けて、ブルー社は別添 10 の書面を添えてレッド社に 30,000 個の PR-3 型についての注文書を送付した。これに対してレッド社からは別添 11 の返信があった。結局、9 月 8 日になって、レッド社とブルー社は、今とはとにかくパープル社のニーズに応えることが重要であるという点で合意し、最初の 30,000 個については別途仲裁で第三者の意見を仰ぐこととし、9 月 30 日、レッド社は PR-3 型 30,000 個を追加で納品した。なお、ブルー社に納品されていた YR-5 型については、丁度運よくイエロー社から YB-5 型 30,000 個の注文があったため、それを用いて YB-5 型を製造することとし、ブルー社は 3 億アープをレッド社に支払った。
18. フェアが終わり、パープル社からブルー社に対して 3 億アープの損害賠償の請求があった。パープル社は、ブルー社がパープル社に対して PY-3 型 30,000 台を期日に納品しなかったことにより、パープル社には逸失利益等 3 億アープの損害が生じたと主張した。本件についてはアービトリア国を仲裁地とする仲裁に付され、パープル社の請求を全面的に認める仲裁判断が下されている。
19. レッド社はブルー社からの要求に従い PR-3 型 30,000 個を納品し、代金を請求した。しかし、ブルー社はレッド社に対して、「8 月 21 日のブルー社の携帯電話事業部長とレッド社の営業部長との電話によってブルー社が注文するのは PR-3 型であることはレッド社も認識していたのであるから、レッド社はブルー社に対して 9 月 5 日までに PR-3 型 30,000 個を納品する義務を負っていたのであり、それにも関わらず YR-5 型を納品したのは債務不履行にあたる。これにより、ブルー社はパープル社に対して 3 億アープの支払を余儀なくされ、同額の損害を被った。従って、この 3 億アープと PR-3 型の 3 億アープを相殺する。」と主張した。これに対してレッド社は「当社は契約に従い、注文書で申込みを受けた商品を納品したのであり、債務不履行の事実はない。」と主張して、ブルー社の主張を否定した。(以下、この第一のトラブルを「パープル事件」という)
20. 第二のトラブルはイエロー社による X 型開発を巡る問題である。X 型開発に伴う新型 LSI の開発に際しては、ブルー社からレッド社に 1 名の社員が出向し、レッド社内プロジェクト・チームを組む形で開発作業が行われていた。このブルー社からの出向社員はプロジェクトの中枢を担うかたちでレッド社のスタッフと協力して新型 LSI の開発を行っていた。パープル社とホワイト製作所が失敗しただけあって、開発は難航したが、2006 年 9 月上旬には技

術的な問題点が克服され、試作品完成にこぎ着けていた。この社員は問題点克服と試作品完成についての報告書を作成し、ブルー社に報告していた。パープル社の件でやや沈滞気味であったブルー社の携帯電話事業部にとっては朗報であった。なお、今回の新型 LSI 開発に伴う技術については、9 月上旬の時点で特許の出願が行える段階に到達していたが、万全を期すため、あと数回の試験をしたうえで、特許の出願を行うことがレッド社とブルー社によって合意されていた（この技術は、別添 8 の契約における Joint Technology に該当するものである）。また、これに対応して新たに開発された携帯電話機製作に関する技術についても、同様のスケジュールで特許の出願を行うことが、イエロー社とブルー社により合意されていた（この技術は、別添 7 の契約における Joint Technology に該当するものである）。

2 1. しかし、10 月上旬、イエロー社からブルー社に対して、「例の X 型の情報がインターネット上に公開されているが、どういうわけか説明して欲しい」との連絡があった。ブルー社が至急確認してみると、ブルー社からレッド社に出向していた社員が作成したブルー社宛の報告書がインターネット上のあるサイトに公開されていた。ブルー社がレッド社に対して大至急事態の確認を求めると、レッド社からは、「例の貴社から出向している社員が個人で所有しているパソコンで出向元のブルー社に向けてプロジェクトの進捗状況を報告する報告書の作成作業をし、そこに保管していたファイルが、この社員が利用しているファイル交換ソフトを通じて流出してしまったようである。流出したのは 9 月中旬頃のものである。」との返答があった。レッド社では、情報管理の観点から秘密情報を含む文書等の作成については個人用パソコンを使用してはならない旨の規則を有している。調査によると、この出向社員は、ブルー社宛の報告書については、ブルー社の社内文書を作成するような感覚もあり、レッド社のパソコンではなく、敢えて個人用パソコンで作成したことがあったとのことである。なお、今回報告書を作成した日付は、レッド社の事務所が補修工事のために利用できない日であった。既にパープル社やホワイト製作所の関係者もこのファイルを確認している可能性もある。インターネット上に流出した報告書には X 型の技術の核心部分についての言及があり、過去に取り組んだ経験のあるパープル社とホワイト製作所は、この報告書を見れば何が問題であったかをすぐに理解し、直ちに試作品を作成することができるようなものであった。イエロー社は激怒し、ブルー社に対して大至急事実関係を調査するよう要求した。

2 2. 10 月下旬、パープル社は同時通訳機能付きの携帯電話機を新年 1 月から発売すると発表した。なお、10 月中旬には、パープル社及びホワイト製作所は、共同でこの新型携帯電話機及びそこに搭載される LSI に関連する数件の特許をネゴランド国及びアービトリア国を含む関係諸国で出願していたことも判明している。出願された発明は、今回流出した技術を公知のものであるとし、その技術を改良したものであった。イエロー社、ブルー社及びレッド社は、予定されていた試験を切り上げて今回開発した技術についての特許の出願を行ったが、いずれの出願も、前記のパープル社及びホワイト製作所からの先行する出願があったことを理由に、新規性がないとして拒絶された。イエロー社、ブルー社及びレッド社はこの判断を関係する裁判所で争ったが、いずれも敗訴した。また、イエロー社、ブルー社及びレッド社

は、パープル社及びホワイト製作所に対して、イエロー社等が有する秘密の情報を不正に利用したとしてアービトリア国で民事訴訟を提起したが、アービトリア国の民事訴訟法では当事者双方が有する証拠の開示手続が限定的であったこともあり、パープル社及びホワイト製作所が流出した情報を利用して新型携帯電話機を開発・製造したことを十分に立証するだけの証拠を入手できず、敗訴した。

23. X型開発にかかるイエロー社とブルー社との間の契約には守秘義務条項があり、もし守秘義務に違反した場合にはブルー社はイエロー社に対して5億アープを支払うとの損害賠償の予約に関する条項がある。この損害賠償の予約に関する約定は、当初の契約書案には存在していなかったが、最終段階でイエロー社からの要求があったものである。当初、イエロー社が提案した金額は25億アープであったが、ブルー社がそのような高額な損害賠償の予約は到底受け入れられないと主張し、他方、イエロー社も本件では損害賠償の予約は必須であると主張したため、交渉の結果、5億アープに落ち着いたものである。前記のようなパープル社及びホワイト製作所との係争に敗れた後、イエロー社は本条項を根拠にブルー社に対して5億アープの支払を請求した。ブルー社が顧問弁護士に相談したところ、「情報の流出があったことは事実であり、パープル社及びホワイト製作所との係争の結果の如何に関わらず、本条項に基づく責任を免れることはできない」との回答を得たため、5億アープをイエロー社に対して支払った。

24. ブルー社はレッド社に対し、出向社員はレッド社に在籍しており、また、レッド社の管理下で仕事をしている過程で生じた事故であるから、レッド社はブルー社との間の契約における守秘義務に違反したと主張し、これによって被った損害としてブルー社がイエロー社に対して支払った5億アープの支払を求めた。レッド社は、本件はブルー社からの出向社員の過失によるものであってレッド社が責任を負うべきものではなく、また、パープル社あるいはホワイト製作所が漏洩したファイルを見た証拠はなく、ファイルの漏洩とブルー社の損害との因果関係もないとして、ブルー社の請求を拒否した（以下、この第二のトラブルを「イエロー事件」という）。

<ラウンドA>

レッド社とブルー社は交渉による問題解決の途を探ったが、金額が大きいこともあり平行線を辿った。結局、第一のパープル社の件、第二のイエロー社の件の双方について、仲裁により解決することとした。仲裁廷に提出された **terms of reference** によると、本件仲裁におけるレッド社の請求は、以下のとおりである。

- ① ブルー社はレッド社に対して、9月30日に納品した追加のPR-3型の代金3億アーブを支払え。
- ② レッド社は、パープル社の件、イエロー社の件のいずれについても、ブルー社に対して何らの債務も負担していないことの確認を求める。

他方、ブルー社の請求は以下のとおりである。

- ① レッド社がブルー社に対して有する9月30日に納品した追加のPR-3型の代金支払請求権は、ブルー社がレッド社に対して有する損害賠償請求権との相殺により消滅しており、他にブルー社はレッド社に対して何らの債務も負担していないことの確認を求める。
- ② レッド社はブルー社に対して、2005年11月1日付の契約（別添7）において負担する守秘義務に違反したことによりブルー社が被った損害の賠償として5億アーブを支払え。

仲裁人より各当事者に対し、12月2日の審理では、以下の3つの論点を審理するので予め定められた期日までに各々の主張を書面にまとめて提出せよ、との連絡があった。

- ① 8月21日のレッド社とブルー社との間のやりとりにより、レッド社はブルー社に対してどのような債務を負担したか。その債務の不履行を理由とする損害賠償としてレッド社はブルー社に対して3億アーブを支払う義務を負うか。
- ② X型に関する情報がインターネット上に流出したことによりレッド社はブルー社に対して何らかの法的責任を負うか。
- ③ 仮に情報の流出に関してレッド社が何らかの法的責任を負うとした場合、その責任に違反したことによりレッド社からブルー社に対して支払われるべき損害賠償額は幾らか。

<ラウンド B>

イエロー社とパープル社の件を巡るトラブルも決着し、レッド社とブルー社との関係も当初の友好的なものに戻った。そうした中で、両社の代表者が久しぶりにゆっくりと会談する機会があった。そこでは、今後の両社の関係をどのようなものにしていくのがよいかということについての意見交換がなされた。その中で、レッド社のファンからブルー社のデイルに対して、「もうそろそろ引退し、経営を長男のアレックスに任せようと考えている。しかし、まだまだ頼りないし、経営にもあまり関心がないようだ。話には聞いていたが、自分の引き際を見極めるのは難しいものだ。」という話があった。これに対して、デイルは、予めから考えていた一つのアイデアをファンにぶつけた。それは次のようなものである。「ブルー社では携帯電話機ビジネスを成長させて行きたいと考えている。そのためには優れた LSI はどうしても必要だ。また、携帯電話機ビジネスは動きが早く迅速に対応していく必要がある。そう考えると、レッド社の集積回路部門とブルー社の携帯電話部門がもっと連携してビジネスをしていけるような環境が望ましい。レッド社の集積回路部門をブルー社に売却することは考えられないだろうか。また、当社の電子部品部門はやや弱く、御社の集積回路部門と統合することによって、当社の柱の一つとして育てたい。」これに対して、ファンからは、「両社がより密接に協力していかないと勝ち残っていけないかもしれないことは承知している。しかし、急な話で考えてみたこともなく、何とも言えない。また、集積回路部門は確かに当社では最も小さい部門ではあるが、一部門だけの売却が現実的かどうかは疑問だ。携帯電話事業について両社のノウハウを結集するという意味では合弁会社を作る方法もあるし、長期的な共同事業契約を締結するという方法もある。」との返事であった。デイルは、「もっともだ。ただ、引退も考えているのであれば、その前に両社の関係を色々と考えてみる機会を作り、両社にとってベストな選択は何かを考えてみようじゃないか。」と言った。ファンは頷いた。このような両社トップのやりとりを経て、レッド社とブルー社の内部に両社の関係について検討・協議する委員会が設けられた。この委員会の目的は、基本的な枠組みを議論することにある。この委員会では何らかの基本的な枠組みが合意された場合には、その合意に従って、letter of intent の作成、due diligence、契約書の作成等のプロセスに進んでいくことが予定されている。なお、今回の基本的な枠組みについての議論に際して必要な情報を交換するため、両社間でそうして交換された情報及び今回の検討・協議自体について双方の当事者に守秘義務を課す守秘義務契約が締結されている。事業譲渡等も視野に入れた委員会ということもあって、それぞれの社内でこの委員会の存在は秘密である。両社の社長によって選ばれた数名のみが協議に参加している。レッド社、ブルー社とも、委員会のトップは副社長（経営企画、人事担当）であり、専務取締役（事業部門担当）、財務部長、法務部長、研究開発部長がメンバーとなっている。既にレッド社とブルー社の委員会の協議の場として二回の会合があった。これまでの会合はブレイン・ストーミングのための会合として位置づけられており、その両社にとってのメリット・デメリットの詳細な検討は後にして、まずは、どのような選択肢があり得るかを幅広く挙げてみるという作業が行われてきた。この結果、選択肢として挙げられたのは以下の4つである。

- ① レッド社がブルー社に対して集積回路部門を譲渡する。
- ② レッド社とブルー社が携帯電話事業について合弁会社を設立する。

③ レッド社とブルー社の間で長期的な協力関係についての契約を締結する。

④ 何もしない。

既に、これらの案の具体的な内容についての議論や、各案を検討するために必要と思われる情報の交換のために何回かの会合が開かれてきた。こうしたこれまでの議論をまとめたものとして、別添12のようなメモがレッド社とブルー社の共同で作成されている。

12月3日の会合では、この4つの選択肢のいずれを選択するかについて、委員会レベルとして最終の協議を行い、もし両社の委員会がいずれかの案に合意できれば、それを両社の社長に対して提案することとなっている。両社の社長とも実務の中心にいる委員会メンバーが合意できないような選択をすることには消極的であるので、12月3日の会合で何らかの案で合意できなかった場合には、自動的に④が選択されることになる。最終決定権は各社の社長が握っている。もし、①から③のいずれかの案で両社の社長が合意すれば、当該案を内容とする *letter of intent* を作成し、必要であれば、*due diligence* などの手続に移行する。今回の協議は、そうした具体的な手続に入るまえの基本的な枠組みについての協議である。

なお、ネゴランド国及びアービトリア国の会社法は最近日本で施行された会社法と全く同じ内容である。また、上記①から③の選択の実現を妨げるような規制は両国には存在しない。

12月3日の予定は以下のとおりである。

- (1) 今回の会合にどのような方針で臨むかについて、各社の委員会メンバーは各社の社長と約10分間の打合せを行う。この打合せの最初の約5分間を使い、委員会メンバーは社長に対して交渉方針についての委員会メンバーの考えを報告する。なお、予め所定の期限までに事前の資料として、交渉の合意内容として具体的に達成したい事項（交渉の目的）とそのような目的を設定した理由を述べた事前メモを提出しておくよう社長から指示されている。社長は交渉の方針の決定を委員会メンバーに委ねており、この場において社長が委員会メンバーの考えを覆すことはない。
- (2) その後、交渉を行う。
- (3) 交渉終了後、各社の委員会メンバーは各社の社長に対して交渉の結果を5分間以内で報告する。その後、10分間程度を使って、社長との打合せが行われる。

アービトリア国の男女雇用機会均等法の主要内容

○雇用管理の各ステージにおける女性に対する差別の禁止

- ・ 募集・採用、配置・昇進・教育訓練、一定の福利厚生、定年・退職・解雇について、女性に対する差別を禁止する

○妊娠・出産を理由とする解雇等の禁止

- ・ 婚姻、妊娠、出産を退職理由とする定めを禁止する
- ・ 婚姻、妊娠、出産、産休取得したことを理由とする解雇を禁止する

○女性のみ・女性優遇に関する特例

- ・ 女性のみを対象とした取扱いや女性を優遇する取扱いを原則として禁止する一方、雇用の場で男女労働者間に事実上生じている格差を解消することを目的として行う措置は違法でない

○ポジティブ・アクションに対する国の援助

- ・ 男女労働者間に事実上生じている格差を解消するための企業の積極的な取組（ポジティブ・アクション）を講ずる事業者に対し、国は相談その他の援助を実施

○女性労働者の就業に関して配慮すべき措置

- ・ 職場におけるセクシュアルハラスメント防止のために雇用管理上必要な配慮を事業主に義務付ける

○女性労働者の母性健康管理に関する措置

- ・ 妊娠中・出産後の女性労働者が保健指導・健康診査を受けるための時間の確保、当該指導又は診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため必要な措置の実施を事業主に義務付ける

・ネゴランド国とアーボトリア国の貿易量

年	アーボトリア→ネゴランド	ネゴランド→アーボトリア
2000年	74.8	64.3
2001年	62.8	62.2
2002年	61.2	65.2
2003年	70.5	72.1
2004年	83.5	83.4
2005年	90.5	85.3

(億米ドル)

・主要貿易品目 (2005年) (括弧内は二国間輸出入に占める割合 (%))

・アーボトリア→ネゴランド:

自動車 (48.5%)、映像機器 (テレビ、ビデオ等) (27.6%)、電化製品 (14.7%)

・ネゴランド→アーボトリア:

木材 (16.6%)、紙及び板紙 (9.5%)、電子部品 (8.4%)

商号 レッド・インダストリーズ社
 本社 ネゴランド国ネゴネゴ
 設立年月日 1950年3月15日
 資本金 5,000百万ネゴ(2006年3月31日現在)
 代表者 取締役会長兼社長 ファン・レッド
 株式 非上場
 主要株主 ファン・レッド 30%
 他のレッド一族 50%
 ネゴ銀行他 20%
 従業員数 4,000人

業績の推移(百万ネゴ)

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
集積回路	5,000	5,000	6,000	7,000	7,000
半導体素子	12,000	13,000	14,000	14,000	15,000
ディスプレイ	14,000	15,000	15,000	15,000	16,000
売上高	31,000	33,000	35,000	36,000	38,000
売上原価	19,000	18,000	19,000	20,000	24,000
販売及び一般管理費	6,000	6,000	7,000	7,000	8,000
営業利益	6,000	9,000	9,000	9,000	6,000
法人税等	2,000	3,000	3,000	3,000	2,000
当期純利益	4,000	6,000	6,000	6,000	4,000
研究開発投資	4,000	4,000	5,000	8,000	8,000
減価償却費	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

バランス・シート(2006年3月31日現在:百万ネゴ)

流動資産	現金	28,000	流動負債	支払手形・買掛金	3,000
	受取債権	10,200		未払法人税	1,500
	たな卸し資産	8,500		未払費用	1,200
	前払費用	600		借入金	6,000
	流動資産計	47,300		流動負債計	11,700
固定資産	土地	6,700	固定負債	退職金引当金	300
	建物	17,000		固定負債計	300
	機械・備品	46,000	資本	資本金	5,000
	減価償却累計額	-45,000		資本剰余金	10,000
	固定資産計	24,700		利益剰余金	45,000
	資産合計	72,000		資本合計	60,000

商号 ブルー・エレクトロニクス社
 本社 アービトリア国アブアブ
 設立年月日 1935年5月23日
 資本金 15,000百万アープ(2006年3月31日現在)
 代表者 取締役社長 デイル・ブルー
 株式 アービトリア国証券取引所に上場
 従業員数 8,000人

業績の推移

(百万アープ)	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
AV機器	40,000	44,000	44,000	42,000	52,000
家電製品	28,000	32,000	36,000	34,000	38,000
情報通信	41,000	38,000	47,000	50,000	60,000
電子部品	35,000	34,000	33,000	32,000	30,000
売上高	144,000	148,000	160,000	168,000	180,000
売上原価	108,000	110,000	120,000	125,000	135,000
販売及び一般管理費	28,800	29,000	31,000	33,000	37,000
営業利益	7,200	9,000	9,000	10,000	8,000
法人税等	4,800	3,500	4,000	4,000	2,500
当期純利益	3,000	5,500	5,000	6,000	5,500
研究開発費	11,000	12,000	12,000	13,000	13,000
減価償却費	12,000	11,000	13,000	12,000	12,000

バランス・シート(2006年3月31日現在、百万アープ)

流動資産	現金	30,000	流動負債	支払手形・買掛金	59,000
	受取債権	40,000		未払法人税	3,000
	たな卸し資産	30,000		未払費用	5,000
	前払費用	10,000		借入金	12,000
	流動資産計	110,000		流動負債計	79,000
固定資産	土地	20,000	固定負債	退職金引当金	1,000
	建物	20,000		固定負債計	1,000
	機械・備品	70,000	資本	資本金	15,000
	減価償却累計額	-60,000		資本剰余金	20,000
	固定資産計	50,000		利益剰余金	45,000
	資産合計	160,000		資本合計	80,000

アービトリア国における携帯電話の契約者数

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
イエロー	1,000	1,200	1,400	1,600	1,700
パープル	500	700	900	1,000	1,300
合計	1,500	1,900	2,300	2,600	3,000

(万件)

- ・ イエロー社は固定電話においてアービトリア国の80%のシェアを握っている大手通信事業者である。
- ・ パープル社はアービトリア国の大企業グループに属する携帯電話専門会社である。2005年に導入した生体認証サービスが好調で、シェアを拡大している。
- ・ 従来はイエロー社からパープル社に契約を移す場合には電話番号を変更しなければならなかったが、2007年より電話番号を変更しなくても契約を移すことが可能となるので、イエロー社とパープル社との間の顧客争奪競争はより一層激化することが予想されている。

携帯電話機メーカー各社の新規販売台数

(万台)

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
ブルー	400	500	600	700	1000
(うちイエロー宛)	250	300	350	500	400
(うちパープル宛)	150	200	250	200	600
ブラック	200	250	300	400	500
ホワイト	200	250	300	400	500
合計	800	1000	1200	1500	2000

SUPPLY AGREEMENT

THIS AGREEMENT, made and entered into as of this 1st day of April, 2001, by and between Red Industries, Co. ("Seller"), a Negoland corporation, and Blue Electronics, Inc. ("Buyer"), an Arbitria corporation.

WITNESSETH:

WHEREAS, Buyer is desirous of purchasing from Seller certain LSIs and of assembling those LSIs into mobile phones to be produced and sold in the name of the Buyer in Arbitria, and

WHEREAS, Seller is willing to supply such components to Buyer under the terms and conditions herein contained,

NOW, THEREFORE, in consideration of the mutual promises set forth herein and the mutual covenants herein contained, both parties hereto agree as follows:

1. ORDERS

- (1) During the term of this Agreement, Buyer shall from time to time will place orders for Products with Seller (each an "Order") in the form attached as Exhibit 1. The word "Products" in this Agreement shall mean LSIs produced by Seller, as specified in Exhibit 2 in more detail.
- (2) Once an Order is placed by Buyer, Seller shall use its commercially reasonable efforts to fill such Order as promptly as practical in accordance with the terms of such Order.
- (3) Price of the Products shall be as specified in Exhibit 2.

2. DELIVERY

- (1) Seller shall deliver the Products ordered by Buyer on the basis of CIF, such port in Arbitria as designated by Buyer at least three weeks before the commencement of time for shipment. The trade term CIF, as used herein, shall be interpreted in accordance with INCOTERMS 2000.
- (2) As a condition precedent to recovery for any claim for shortages, defects or other non-conformity in filling an order, Buyer must inspect the Products and make claim in writing, specifying any non-conformity, within fifteen (15) days after receipt of such Products at the port of destination designated in accordance with the preceding paragraph (1).

(3) In the event Buyer defaults in any payment to Seller or otherwise defaults in the performance of this Agreement, Seller shall have the right, in addition to any other right or remedy, to suspend delivery of the Products ordered by Buyer but not yet shipped or to freely dispose of the same at Seller's discretion.

3. REPRESENTATIONS

Each of the parties represents and warrants to each other that:

- (1) it has a power to enter into this Agreement and to exercise its right and perform its obligations hereunder;
- (2) the obligations expressed to be assumed by it in this Agreement are legal and valid obligations binding on it in accordance with the terms hereof;
- (3) it has obtained any necessary governmental permission, licenses, authorization or clearances, if any, to execute this Agreement.

4. TERM

Unless sooner terminated pursuant to other provisions of this Agreement, the term of this Agreement shall be five (5) years commencing on the date hereof. This Agreement shall be subject to automatic extension for additional two (2) year periods unless either party, with or without cause, shall give written notice of termination to the other not less than ninety (90) days prior to the end of the initial term of this Agreement or any extension thereof.

5. MISCELLANEOUS

- (1) This Agreement shall be governed by UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts (1994 version).
- (2) Neither party shall be liable to fulfill its obligations hereunder, or for delays in performance, due to causes beyond its reasonable control, including, but not limited to, acts of God, acts or omissions of civil or military authority, fires, strikes, floods, epidemics, riots or acts of war.
- (3) This Agreement sets forth the entire agreement between the parties hereto with respect to the subject matter hereof and is intended to supersede all prior negotiations, understandings and agreements. No provision of this Agreement may be waived or amended, except by a writing signed by the parties hereto.
- (4) This Agreement may be executed in one or more counterparts, each of which shall be deemed an original and together which shall constitute one and the same instrument.
- (5) The failure of either party to exercise any right or remedy provided for herein shall not be deemed a waiver of any right or remedy hereunder.
- (6) Any dispute, controversy or difference arising out of or in relation to or in connection with this Agreement or for the breach thereof, shall be settled by arbitration in Tokyo, Japan,

pursuant to the UNCITRAL Arbitration Rules and by three (3) arbitrators. The arbitration award shall be final and binding on both parties.

IN WITNESS WHEREOF, the parties hereto have executed this Agreement on the date first set forth above.

Red Industries, Co.

Blue Electronics, Inc.

EXHIBIT 1

ORDER FORM

Pursuant to the Supply Agreement, Buyer hereby orders the following Product(s).

Product Number:

Quantity:

Delivery Date:

Blue Electronics, Inc.

EXHIBIT 2

List of Products

1. PR-3 (LSI) Unit Price 10,000 Arb.

2. YR-5 (LSI) Unit Price 10,000 Arb.

JOINT DEVELOPMENT AGREEMENT

THIS AGREEMENT made as of the 1st day of September, 2005, by and between Yellow Phone Ltd., a corporation organized and existing under the laws of Arbitria (hereinafter "Yellow"), and Blue Electronics, Inc., a corporation organized and existing under the laws of Arbitria (hereinafter "Blue")

WHEREAS, Yellow and Blue wish to co-operate with each other and jointly develop a product set forth below in such manner as mutually agreed:

NOW THEREFORE, in consideration of the mutual promises contained herein, the Parties agree as follows:

ARTICLE 1 DEFINITIONS

(1) "Background IPR" means any Intellectual Property Rights of a party conceived, created, developed, or reduced to practice prior to, or independently of, any work performed pursuant to this Agreement.

(2) "Background Technology" means any technology of a Party conceived, created, developed, or reduced to practice prior to, or independently of, any work performed pursuant to this Agreement.

(3) "Confidential Information" means any business, marketing, technical, scientific or other information disclosed by any party which, at the time of disclosure, is designated as confidential or proprietary (or like designation), is disclosed in circumstances of confidence, or would be understood by the parties, exercising reasonable business judgment, to be confidential. Confidential Information includes, without limitation, all Background IPR, Background Technology, and the terms and conditions of this Agreement.

(4) "Intellectual Property Rights" or "IPR" shall mean all intellectual property rights, including without limitation, any rights in any invention, patent, discovery, improvement, know-how, utility model, trade-mark, copyright, industrial design or mask work, integrated circuit topography, trade secret and all rights of whatsoever nature in computer software and data, Confidential Information, and all intangible rights or privileges of a nature similar to any of the foregoing, including in every case in any part of the world and whether or not registered, and shall include all rights in any applications and granted registrations for any of the foregoing.

(5) "Joint IPR" means the Intellectual Property Rights mutually identified by the parties in this project as Joint IPR and conceived, created, developed, or reduced to practice in this

project pursuant to this Agreement.

(6) "Joint Technology" means the technology mutually identified by the parties in this project as Joint Technology and conceived, created, developed or reduced to practice in this project pursuant to this Agreement.

(7) "Party" means Yellow or Blue.

(8) "Parties" means Yellow and Blue.

ARTICLE 2 PROJECT

(1) The Parties will jointly develop such mobile phones that have the capability as mutually agreed upon between the Parties.

(2) Each Party will provide corresponding expertise to the other Party for the joint development of the mobile phones under this Agreement.

(3) All costs required for the development of the mobile phones shall be born equally.

. . .

ARTICLE 10 INTELLECTUAL PROPERTY

(1) Each Party shall retain all right, title, and interest in and to such Party's Background IPR and Background Technology.

(2) Each Party shall retain ownership of all right, title and interest in and to any IPR and technology developments it creates other than IPR and technology which have been identified to be Joint IPR and Joint Technology according to this Agreement.

(3) Joint IPR and Joint Technology shall be identified in Annex 1 as agreed between the Parties.

(4) The Parties agree that all Joint IPR and Joint Technology shall belong jointly to both Parties.

(5) Both Parties shall mutually agree upon the filing of applications and execution and delivery of any further documents that may be required in order to secure intellectual property rights, including but not limited to patent and copyright, in the Joint IPR and Joint Technology.

(6) While either Party may have the responsibility to file, prosecute and/or maintain patents, the filing, prosecuting or maintaining of such patents shall be at the sole discretion and judgment of that Party, and neither Party, nor their employees, agents or officers, shall have any responsibility or liability to the other party for any failure, mistake or error in the filing, prosecuting or maintaining of such patents.

. . .

ARTICLE 16 CONFIDENTIALITY

- (1) Each Party agrees, in the event it receives Confidential Information from the other Party, to take all reasonable actions to protect and hold such information in confidence in order to prevent its disclosure to third parties, to use such Confidential Information only for those purposes contemplated under this Agreement, and to disclose Confidential Information only to its employees on a need-to-know basis.
- (2) At all times during the term of the Agreement, each Party shall perform all reasonably required security procedures at its facilities and in connection with its business activities in order to protect the Confidential Information of the other Party, including but not limited to, controlled access to such Party's facilities and/or installations, use of security badges by its employees, contractors and others while on the premises or installation sites, and confidentiality agreements with its employees and contractors and such other security standards and procedures as shall be reasonably necessary to ensure the protection and non-disclosure of Confidential Information.
- (3) The obligations of each Party under this Article shall survive for three (3) years after the expiration or termination of this Agreement. Notwithstanding the foregoing, neither Party shall be required to protect or hold in confidence any information which:
 - a) is or becomes available to the public or to industry without the fault of the recipient;
 - b) is subsequently rightfully received by the recipient from a third party without obligation of restriction on further disclosure; or
 - c) is independently developed by the recipient as evidenced by its business records.
- (4) In case of any breach of any obligation under this clause, the Party who breaches such obligation shall pay 500,000,000 Arb upon the written request from the other Party, as liquidated damages.

ARTICLE 17 GOVERNING LAW

All questions arising out of or under this Agreement shall be governed by and construed in accordance with UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts (1994 version).

. . .

AGREEMENT

THIS AGREEMENT, made as of the 1st day of November, 2005 by and between Red Industries, Co., a corporation organized and existing under the laws of Negoland (hereinafter called "Red") and Blue Electronics, Inc., a corporation organized and existing under the laws of Arbitria (hereinafter called "Blue").

WHEREAS, Blue and Yellow Phone Ltd. agreed to develop a new mobile phone under the agreement dated September 1, 2005, a copy of which has been delivered to Red;

WHEREAS, Blue needs to develop a new LSI for the new mobile phone;

WHEREAS, Blue and Red wish to co-operate with each other and jointly develop a new LSI in such manner as mutually agreed:

NOW THEREFORE, in consideration of the mutual promises contained herein, the Parties agree as follows:

ARTICLE 1 DEFINITIONS

(1) "Background IPR" means any Intellectual Property Rights of a party conceived, created, developed, or reduced to practice prior to, or independently of, any work performed pursuant to this Agreement.

(2) "Background Technology" means any technology of a Party conceived, created, developed, or reduced to practice prior to, or independently of, any work performed pursuant to this Agreement.

(3) "Confidential Information" means any business, marketing, technical, scientific or other information disclosed by any party which, at the time of disclosure, is designated as confidential or proprietary (or like designation), is disclosed in circumstances of confidence, or would be understood by the parties, exercising reasonable business judgment, to be confidential. Confidential Information includes, without limitation, all Background IPR, Background Technology, and the terms and conditions of this Agreement.

(4) "Intellectual Property Rights" or "IPR" shall mean all intellectual property rights, including without limitation, any rights in any invention, patent, discovery, improvement, know-how, utility model, trade-mark, copyright, industrial design or mask work, integrated circuit topography, trade secret and all rights of whatsoever nature in computer software and data, Confidential Information, and all intangible rights or privileges of a nature similar to any of the foregoing, including in every case in any part of the world and whether or not registered, and shall include all rights in any applications and granted registrations for any of

the foregoing.

(5) "Joint IPR" means the Intellectual Property Rights mutually identified by the parties in this project as Joint IPR and conceived, created, developed, or reduced to practice in this project pursuant to this Agreement.

(6) "Joint Technology" means the technology mutually identified by the parties in this project as Joint Technology and conceived, created, developed or reduced to practice in this project pursuant to this Agreement.

(7) "Party" means Red or Blue.

(8) "Parties" means Red and Blue.

ARTICLE 2 JOINT WORKS

(1) Red and Blue will jointly develop a new LSI (the "Product") with the capability to be mutually agreed between the Parties.

(2) Red and Blue will provide corresponding expertise to the other Party for the joint development of the Product.

(3) Red will appoint a project leader who will manage the project to develop the Product.

(4) Blue will send a competent person who will be a project sub-leader of the project.

(5) The project leader and sub-leader will cooperate to manage the project.

. . .

ARTICLE 10 INTELLECTUAL PROPERTY

. . .

(1) Each party shall retain all right, title, and interest in and to such party's Background IPR and Background Technology.

(2) Each Party shall retain ownership of all right, title and interest in and to any IPR and technology developments it creates other than IPR and technology which have been identified to be Joint IPR and Joint Technology according to this Agreement.

(3) Joint IPR and Joint Technology shall be identified in Annex 1 as agreed between the Parties.

(4) The Parties agree that all Joint IPR and Joint Technology shall belong jointly to both Parties.

(5) Both Parties shall mutually agree upon the filing of applications and execution and delivery of any further documents that may be required in order to secure intellectual property rights, including but not limited to patent and copyright, in the Joint IPR and Joint Technology.

(6) While either Party may have the responsibility to file, prosecute and/or maintain patents, the filing, prosecuting or maintaining of such patents shall be at the sole discretion and judgment of that Party, and neither Party, nor their employees, agents or officers, shall

have any responsibility or liability to the other party for any failure, mistake or error in the filing, prosecuting or maintaining of such patents.

. . .

ARTICLE 16 CONFIDENTIALITY

- (1) Each Party agrees, in the event it receives Confidential Information from the other Party, to take all reasonable actions to protect and hold such information in confidence in order to prevent its disclosure to third parties, to use such Confidential Information only for those purposes contemplated under this Agreement, and to disclose Confidential Information only to its employees on a need-to-know basis.
- (2) At all times during the term of the Agreement, each Party shall perform all reasonably required security procedures at its facilities and in connection with its business activities in order to protect the Confidential Information of the other Party, including but not limited to, controlled access to such Party's facilities and/or installations, use of security badges by its employees, contractors and others while on the premises or installation sites, and confidentiality agreements with its employees and contractors and such other security standards and procedures as shall be reasonably necessary to ensure the protection and non-disclosure of Confidential Information.
- (3) The obligations of each Party under this Article shall survive for three (3) years after the expiration or termination of this Agreement. Notwithstanding the foregoing, neither Party shall be required to protect or hold in confidence any information which:
 - a) is or becomes available to the public or to industry without the fault of the recipient;
 - b) is subsequently rightfully received by the recipient from a third party without obligation of restriction on further disclosure; or
 - c) is independently developed by the recipient as evidenced by its business records.

ARTICLE 17 GOVERNING LAW

All questions arising out of or under this Agreement shall be governed by and construed in accordance with UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts (1994 version).

. . .

Employee Secondment Agreement

Blue Electronics, Inc. (hereinafter “Blue”) and Red Industries, Co. (hereinafter “Red”) agree to execute this agreement with respect to work conditions and the bearing of expenses, etc. concerning the employee seconded from Blue to Red (hereinafter the “Seconded Employee”).

Article 1 Blue shall place the Seconded Employee in Red, and have the Seconded Employee undertake the job duty as an assistant leader concerning the development of LSI under the direction and in the location of Red, pursuant to the agreement dated November 1, 2005.

Article 2 The Seconded Employee shall be ○○○○.

Article 3 The secondment period of the Seconded Employee from Blue to Red shall be from November 1, 2005, until December 31, 2007.

Article 4 Blue shall put the Seconded Employee on leave of absence during the secondment period mentioned above, and shall send the Seconded Employee on loan as an employee of Red. The Seconded Employee shall promptly return to work at Blue when this Agreement is terminated or rescinded.

Article 5 The Seconded Employee shall follow the office regulations of Red.
(However, this excludes annual paid holidays, benefit package and severance pay)
2. With regard to annual paid holidays, benefit package and severance pay, the regulations of Blue shall be applied.

Article 6 With regards to the pay and bonuses of the Seconded Employee, Blue shall pay such items directly to the Seconded Employee under the regulations of Blue, and Blue shall demand from Red all the amounts of basic salary and other benefits.

Article 7 The Seconded Employee shall continue to be enrolled in health insurance, employee’s pension insurance and employment insurance through Blue, and Blue shall bear the employer’s contributions therefor.
2. Worker’s accident compensation insurance for the Seconded Employee shall be

covered by Red, and any premiums concerning this shall be borne by Red.

Article 8 Various expenses which may arise in connection with the work commanded by Red, such as business trip expenses, shall be paid directly to the Seconded Employee by Red pursuant to the regulations of Red.

2. Necessary costs for commuting shall be paid directly to the Seconded Employee by Blue pursuant to the regulations of Blue.

Article 9 Matters not provided for in this Agreement or questions which may arise with respect to the provisions of this Agreement shall be resolved through consultation between Blue and Red.

Article 10 The effective period of this Agreement shall be from the date of execution of this Agreement until the last day of the secondment period. However, when the purpose in Article 1 of this Agreement is achieved, this Agreement shall terminate as of that point in time.

Article 11 Even during the period of this Agreement, this Agreement may be rescinded if Blue or Red notifies the other party in writing at least one month before the desired date of cancellation.

Blue Inc.

Red Co.

<別添10>

2006年9月6日

レッド社御中

ブルー社
携帯電話事業部長

前略

お世話になっております。

別添のとおり 3 万個の PR-3 型を至急お送りくださいますようお願い申し上げます。但し、別添の注文書を送付することは、8 月 21 日付で御社と当社の間で PR-3 型 3 万個の契約が成立していたという主張を撤回するものではありませんのでご留意くださいますようお願い申し上げます。

草々

<別添1 1 >

2006年9月7日

ブルー社御中

レッド社
事業部長

前略

ご連絡ありがとうございました。

当社としましては、8月21日付で御社と当社の間にはYR-5型3万個の契約が成立していたと理解しています。この点についてのお互いの理解に齟齬があるまま、御社からの注文をお受けすることは適切とは思われません。先日のご注文については差し当たり撤回していただき、別途ご相談させて頂くのがよいと存じます。

草々

極秘

メモ

* 基本的枠組みの欄に記載されている事項は、これまでの会議においてほぼ合意に至っている事項である。

* 論点とされている事項は、これまでの会議において意見が出されたが十分に議論する時間がなかったために合意に至っていない事項である。

1. 集積回路部門の事業譲渡について

(1) 基本的枠組み

- ・ レッド社はその集積回路部門をブルー社に譲渡し、ブルー社はそれを譲り受ける。
- ・ この譲渡により、集積回路部門にかかるレッド社の資産及び負債は、ブルー社に譲渡される。
- ・ 本案に基づく letter of intent を締結した後、集積回路部門について3週間の due diligence を実施する。

(2) 論点

*ブルー社から本案を採用する条件として盛り込まれるべきであるとの提案があった事項

- ・ 譲渡後はレッド社は集積回路事業を行わない。
- ・ 譲渡資産に重大な瑕疵があった場合には、レッド社がその瑕疵によりブルー社が被った損害を賠償する。

*レッド社から本案を採用する条件として盛り込まれるべきであるとの提案があった事項

- ・ ブルー社は譲渡により譲り受けた集積回路部門の従業員を譲渡後2年間は解雇しない。
- ・ 労働環境、社会保障を現在与えられているものよりも悪化させない。

*譲渡価格：ブルー社からは、資産価値として20億米ドル、暖簾として20億米ドル、合計で40億米ドル程度が相当であるとの提案がなされている（この価格の妥当性については、レッド社で検討中）。

2. 合弁会社の設立について

(1) 基本的枠組み

- ・ レッド社とブルー社は、ネゴランド国あるいはアービトリア国に50：50の出資（各社20億米ドル程度）により最新型携帯電話機に関する研究・開発及び製造を行う合弁会社を設立する。
- ・ 取締役会は4名で構成し、レッド社・ブルー社とも2名ずつを選出する。
- ・ レッド社及びブルー社は、それぞれ合弁事業の円滑・効果的な遂行に必要な人員を合弁会社に派遣する。

- ・ レッド社とブルー社は、それぞれ合弁事業の円滑・効果的な遂行に必要な技術・ノウハウを合弁会社にライセンスする。

(2) 論点

- ・ 社長：レッド社の主張：レッド社より選出、ブルー社の主張：ブルー社より選出
- ・ 社名：レッド社の主張：レッド&ブルー社、ブルー社の主張：ブルー&レッド社
- ・ 事業範囲：ブルー社の主張：アービトリア国において販売する携帯電話機に限る、レッド社の主張：販売先国は限定せず、広く国際的な市場で通用する携帯電話機の開発・製造を目指す。

3. 長期協力契約の締結について

(1) 基本的枠組み

- ・ レッド社とブルー社は携帯電話機について、協力して研究・開発を行う。
- ・ 研究開発の基本方針はレッド社とブルー社から各 2 名ずつ選出された 4 名の委員からなる合同委員会で決定する。
- ・ レッド社とブルー社は共同して研究・開発した技術、ノウハウについては共同で権利を保有し、その技術、ノウハウから生じる利益は折半する。
- ・ 毎年の研究・開発費は 30 億米ドル程度とする。

(2) 論点

- * ブルー社から本案を採用する条件として盛り込まれるべきであるとの提案があった事項
 - ・ 研究開発の責任者はブルー社の研究員から選出する。
- * レッド社から本案を採用する条件として盛り込まれるべきであるとの提案があった事項
 - ・ 研究施設はレッド社が提供することとする代わりに、開発資金についてはブルー社とレッド社の負担割合を 7 : 3 とする。